

復 興 整 備 計 画

（第3回変更）

広 野 町・福 島 県

平成29年3月24日

（令和7年3月6日：様式第2及び第8の軽微な変更）

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）
広野町の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり。）
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）
①誰もが安心して暮らせるまちづくり 津波被災に対する安全性を確保するため、多重防護による防災・減災対策を講じるとともに、住民の早期の住宅再建・確保等のための支援や、教育、医療、福祉サービスの充実、生活環境の整備を進め、住民が安心して幸せに暮らせるまちづくりに取り組む。 ②災害に強い都市基盤と心のネットワークによる安全・安心なまちづくり 被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、被災の影響の大きい地域について土地利用のあり方を見直し、災害に強い情報通信基盤の整備による新たな防災体制の確立を図ることにより、災害に強い安全・安心なまちづくりを進める。また、住民の心と心のネットワークの再生を目指し、災害に強い地域コミュニティを再構築する。 ③21世紀の世界を担う新たな産業創出による賑わいのあるまちづくり 地震、津波、原発事故からの復興を目指し、新たな産業創出のための総合的な対策を講ずる。また、農業経営の再開に向けて、施設園芸等に新たに取り組むための新しい農業の実証実験エリアを整備するとともに、農地の利用集積を図りながら大区画化を推進し、収益性の高い農業経営の実現を図る。 ④双葉地域の復興を担うまちづくり 双葉地域復興のために、原子力災害克服、新エネルギー開発等のための各種研究機関・技術開発機関等の誘致及び広域行政機能や教育・住環境等の公共・公益機能等の代替機能の整備を進める。
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）
(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 災害に強いまちづくりの観点から、海岸堤防、県道、河川堤防の嵩上げを行うとともに防災緑地を整備し、多重防護による津波被災への総合的な防災力の向上を図る。 また、JR広野駅東側に新たな市街地を形成し、地震、津波、原発事故からの復興を目指した復興ゾーンとして、各種事業所や研究機関等の誘致を進めるとともに、双葉地域復興のための広域行政機能及び住環境の整備による土地利用を推進する。 地域住民の意向に沿って農地の利用集積を図りながら、施設園芸等に新たに取り組むための新しい農業の実証実験エリアを整備し、地域農業の再生を目指す。 (2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照） ・津波被災に対する安全なまちづくりのため、海岸堤防（海岸災害復旧事業（浅見川地区））、県道（下浅見川下北迫線都市計画道路事業）、北迫川・浅見川の河川堤防（北迫川河川事業・浅見川河川事業）の嵩上げを行うとともに、防災緑地（浅見川防災緑地事業）を整備する。 ・JR広野駅東側については、復興ゾーンとして、各種事業所や研究機関・技術開発機関等の誘致を進めるとともに、双葉郡復興のための公共機関の集約再編整備を目指す。また、東日本大震災で住宅を失った被災者に対して、安心して生活できる災害公営住宅等を整備するなど新たな市街地の形成を図る。 ・折返地区については、宅地造成事業を進め、広野町及び双葉地域復興のための住環境の整備を図る。 ・浅見川と防災緑地の間の地区については、施設園芸等の新たな取組を進めるとともに、住民の意向に沿った農地の利用集積を図り、効率的かつ生産性の高い農業経営の実現を図る。 (3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業		
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業		
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	A地区	事業名称：下浅見川下北迫線都市計画道路事業 事業主体：福島県 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：都市計画道路事業
	B地区	事業名称：浅見川防災緑地事業 事業主体：福島県 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：都市公園事業
	C地区	事業名称：北迫川河川事業 事業主体：福島県 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：河川事業

	D 地区	事業名称：浅見川河川事業 事業主体：福島県 事業区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 24 年度～28 年度 種類：河川事業
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	E 地区	事業名称：広野駅東側開発整備事業（第 1 期） 実施主体：広野町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 24 年度～27 年度
	F 地区	事業名称：広野駅東側開発整備事業（第 2 期）（1～5 工区） 実施主体：広野町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり <u>令和 7 年度</u> 実施予定期間：平成 26 年度～令和 6 年度
	G 地区	事業名称：海岸災害復旧事業（浅見川地区） 実施主体：福島県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 23 年度～28 年度

	H地区	事業名称：広野工業団地整備事業 実施主体：広野町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26～29年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
<u>令和7年度</u> 平成24年度から令和6年度まで		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4－① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積 (ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	都市施設の整備に関する事業	A地区	都市計画（道路）[福島県決定]	変更	3,270m		名称 3・6・1下浅見川下北迫線
		B地区	都市計画（緑地）[福島県決定]	変更	9.4ha		名称 1ひろの防災緑地
		C地区 D地区	都市計画（河川）[福島県決定]	変更	670m		名称 2 北迫川
					650m		名称 1 浅見川
		E・F地区	都市計画（下水道）[広野町決定]	変更	15ha		

（注）1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・ 第5条第1項の 農地転用許可	第29条 第1項・第2 項の開発許可	第43条 第1項の 建築許可	第59条第 1項から 第4項ま での都市 計画事業 の認可等	第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転 用許可	第15条の 2の開発許 可	第10条の 2第1項 の開発許可	第34条第 1項・第2 項の許可	第20条第 3項の許可 ・第33条 第1項の届 出	法第39条 第1項の許 可	第37条第 1項の許可 等
1	その他施設の 整備に関する 事業	E地区	○										
			○										
2	その他施設の 整備に関する 事業	F地区	○										
			○ (1工区・2工区・ 3工区・4工区)										
3													

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- 広野町の農地約400haのうち、津波被災地の災害復旧予定農地や復興整備事業を行う約11.71haなどを除いた、約300haについて、広野町放射性物質除染実施計画に基づき、土を攪拌する深耕で農作物への放射性物質の移行低減を図り、農地として復旧・復興し、地域農業の再生を図る。また、モニタリング検査結果に基づき、安心・安全な農作物であることを発信していく。
- 被災した農地について、被災農家経営再開支援事業を活用し、被災農家に対して経営再開のための支援金を交付することにより、農地の再生と平成25年度からの営農再開を図る。
- 原発事故等の発生による被災農家の生産意欲の低下が見られることから、稲作から風評被害の少ない施設園芸等への転換を促進し、高付加価値型農業の振興を図る。
- 農地の利用集積による大区画化を推進するとともに、担い手の育成等による農業経営体の基盤強化や効率的かつ生産性の高い農地利用を図る。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- 浅見川と防災緑地の間の地区については、植物工場の誘致を含む施設園芸等の新たな取組を進め、再生可能エネルギーの活用を含めた新たな生産方式の導入を推進する。
- 経営再開マスタープラン作成事業に取り組み、農業経営の再開を後押しし、地域農業の復興を図る。
- 被災した農地・農業用施設等の早期復旧により農業生産基盤の整備促進を行う。
- 地域住民の意向に沿って、農地の利用集積による大区画化、経営の大規模化を図り、収益性の高い農業経営の実現を図る。
- 地域産業6次化の推進に向けた直売施設、新たな加工施設等の整備を検討し、販路拡大に努める。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
- (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- 効率的かつ安定的な農業経営の実現のために農業経営の大規模化・効率化を推進し、住民の意向に沿った農地の利用集積による大区画化等を図り、優良農地を確保する。
- 原発事故等の発生に伴う農業者の耕作意欲の変化を適時的確に把握し、耕作放棄地の発生抑制や解消を推進し、優良農地の確保・保全を図る。
- 津波被害を受けた農地のうち農地の復旧を行った農地は、今後も優良農地として確保することを原則とする。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- 地域農業の再生に向け、復旧事業を行った農地については、農地の利用集積による大区画化を推進し、引き続き優良農地として利用する。
- 津波被害を受けた浅見川と防災緑地の間の地区については、優良農地として再生させるほか、再生可能エネルギーの活用を含めた植物工場の誘致を含む施設園芸等の新たな取組を促進し、安定的で収益性の高い高付加価値型農業の振興を図る。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- （注）（１） １の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- （２） 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

３ 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第 49 条第 2 項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

--

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積	うち	うち	うち	事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 （世帯数） の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
E 地区	広長地区	その他施設 の整備に関 する事業	企業用地等	7.65ha	6.40ha	6.40ha	6.40ha	広野町	H24-27		非線引き都市 計画区域の用 途地域外	
F 地区	折返地区 1工区 2工区 3工区 4工区 5工区	その他施設 の整備に関 する事業	住宅地	6.76ha 4.26ha 0.11ha 0.46ha 0.37ha 1.56ha ha	5.31ha 3.14ha 0.11ha 0.37ha 0.37ha 1.32ha ha	5.31ha 3.14ha 0.11ha 0.37ha 0.37ha 1.32ha ha	3.27ha 2.19ha 0.00ha 0.01ha 0.37ha 0.70ha ha	広野町	<u>H26-R7</u> H26-32	312人 (104戸) 180人 (学校寄宿舎 1 棟)	非線引き都市 計画区域の用 途地域外	移転元等： ① 津波・地震被災 者：74戸 ② 他町村被災者： 16戸 ③ その他：60戸
計				14.41ha	11.71ha	11.71ha	9.67ha					

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- （注）
- （1）本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
 - （2）「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
 - （3）「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
 - （4）「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
 - （5）「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： 広長 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	土地改良 総合整備 事業	広長地区	土地改良 区	20.6ha	S57～ 61	6.4ha	完了	補助	広野町は平地が少なく、地理的条件等も考慮すると、原発事故等の発生に伴う町の復興計画の早期実現のためには、当該事業受益地以外には必要な面積を確保できる土地がない。 当該地を事業区域から除外することについては、広野町土地改良区、広野町農業委員会と調整済みである。 また、用水路を廃止することにより影響が及ぶ農地には、原因者が付け替えを行い機能維持することで広野町土地改良区と調整済みである。 なお、農業者が代替農地を希望する場合には農業委員会と連携し農地を斡旋する。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の污水排水は、公共下水道の整備により、広野浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。雨水排水は、地区外の農業用排水路を経由して海に放流される。農業用排水路の使用については、関係土地改良区と調整済み。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画等の変更を行う予定。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

地区名： 折返 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
		該当なし							
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
開発地の汚水排水は、公共下水道の整備により、広野浄化センターで処理される計画としており、周辺農地での営農に支障は生じない。雨水排水は、地区外の農業用排水路を経由して海に放流される。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画等の変更を行う予定。									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。